

# 銀行法等の一部を改正する法律

金融庁

平成17年11月

# 銀行法等の一部を改正する法律の概要

銀行代理店制度や子会社規制などの規制緩和を推進するとともに、適切な業務運営を確保するため、以下の措置を講ずる。

## 1. 銀行代理店制度の見直し

- 販売チャネルを多様化し、顧客利便の向上を図るため、銀行代理店の担い手を拡大するとともに、所要の規制を整備 ※信金、信組、労金、農協漁協、農中等についても同様

## 2. 子会社規制・業務規制等の緩和

- 銀行・信金等の経営効率化のため、
  - ・ 従属業務(ATM 保守等)会社の共同設立を解禁
  - ・ 信金等の証券業務等の認可制を廃止 等

## 3. 適切な業務運営確保のための措置

- 適切な業務運営を確保するため、
  - ・ 業務委託先への報告徴求・立入検査
  - ・ 銀行等の中間決算公告の義務づけ 等

## 4. 施行期日

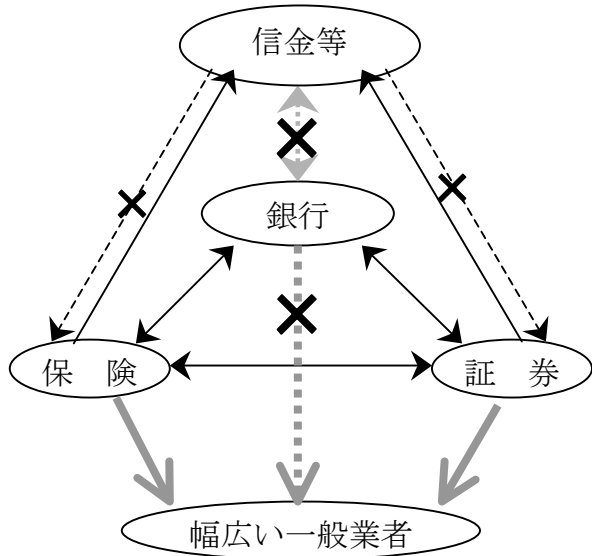
- 平成 18 年 4 月 1 日予定

# 銀行代理店制度の見直し

## 現行制度

銀行代理店の担い手を限定  
 ○銀行の100%子会社等のみ  
 ○兼業禁止

- ・機動的な代理店の設置が困難
- ・多様な顧客ニーズへの十分な対応が困難



## 顧客利便の向上

○金融サービスへのアクセス改善

## 規制緩和

○販売チャネルの多様化  
 ○ビジネスチャンスの拡大  
 ○経営効率の向上

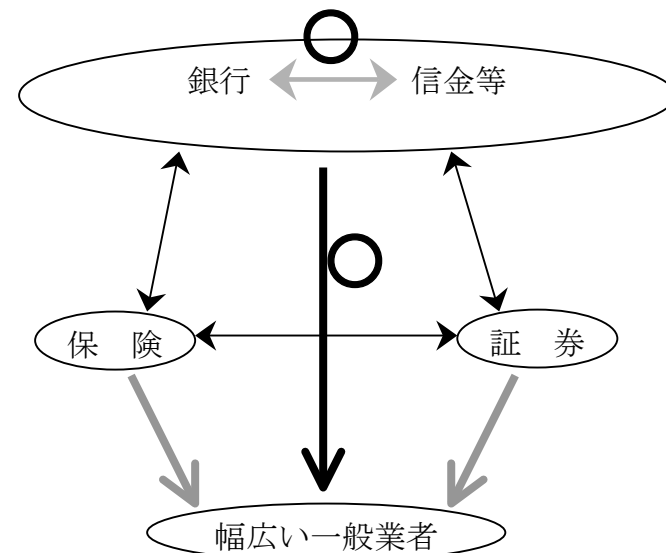
(注)  
 → 一方向でのみ代理が可  
 ↔ 双方向で代理が可

## 今回の改正

銀行代理店の担い手を拡大  
 ○100%子会社規制を撤廃  
 ○兼業可能(承認制)

+ 銀行代理業を許可制とし十分な監督、顧客保護と銀行の健全性確保のための措置

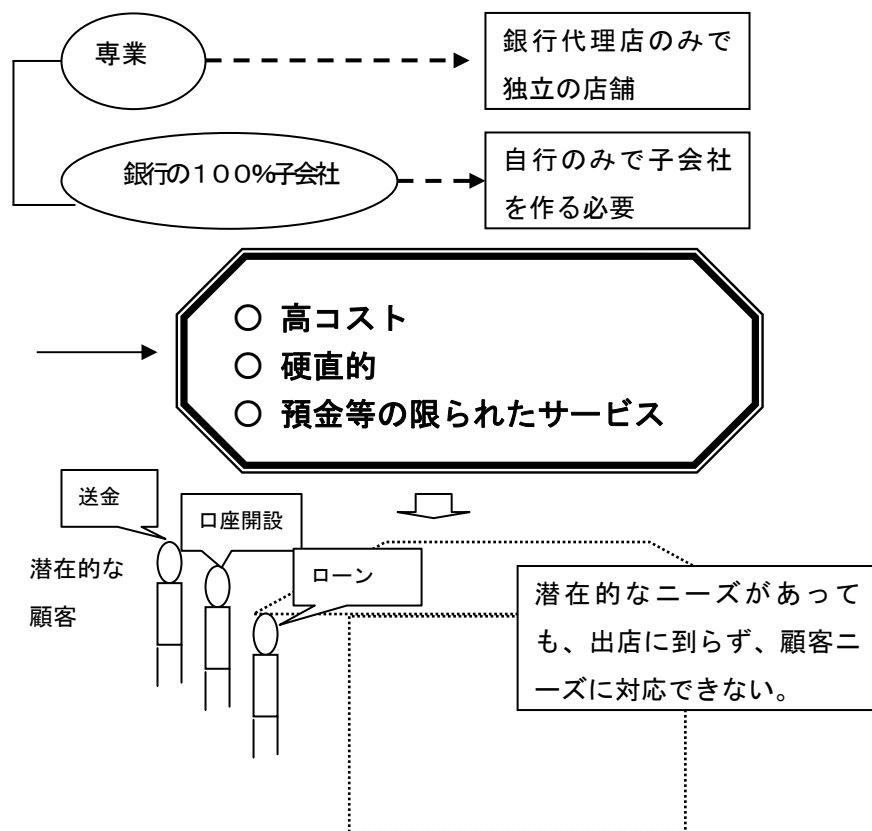
- ・販売チャネルの多様化
- ・金融サービスへのアクセス改善



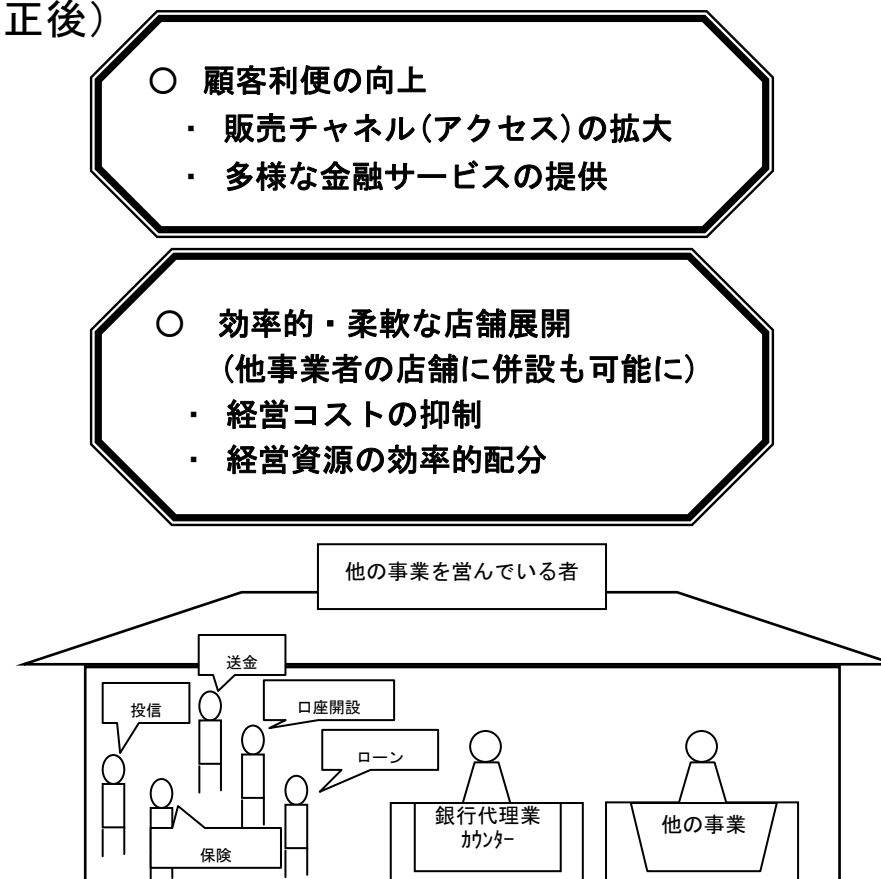
# 銀行代理店の担い手拡大の意義

利用者	代理店	銀行
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売チャネルの拡大により、山間地を含めた金融サービスへのアクセスが拡大</li> <li>○ ワンストップで多様な金融サービスの利用が可能に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行代理業という新たなビジネス機会が生じ、本業との相乗効果が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗戦略の選択肢が広がり、効率的・柔軟な店舗展開が可能に</li> <li>○ 支店では採算の合わない地域に進出し顧客基盤拡大が可能に</li> </ul>

(現行)



(改正後)



## 銀行代理店制度の規制緩和の経緯

1. これまでも、銀行代理店制度については、累次にわたり規制緩和が進められてきた。

(平成 14 年 4 月)

・銀行法改正により、代理店設置が認可制から届出制に(銀行の支店設置も認可制から届出制に)

・あわせて、内閣府令の改正により、銀行が他の銀行の代理店となることを認めるとともに、代理業務の範囲拡大(債務保証、両替等)

(平成 16 年 4 月)

・内閣府令の改正により、保険会社・証券会社が銀行代理店となることを認める

2. さらに、より幅広い範囲で銀行代理店を活用できるよう、出資規制等の見直しについて規制緩和要望が寄せられてきた。また、政府部内においても、銀行代理店制度の見直しが求められた。

※1 「銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成 16 年度中に検討を行い、措置する」(「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)

※2 昨年 12 月以降、金融審議会において、銀行代理店制度の見直しについて議論し、2 月に参入規制などの制度整備をした上で一般の法人にも銀行代理業務を認める方向性を示した「論点整理」が公表された。

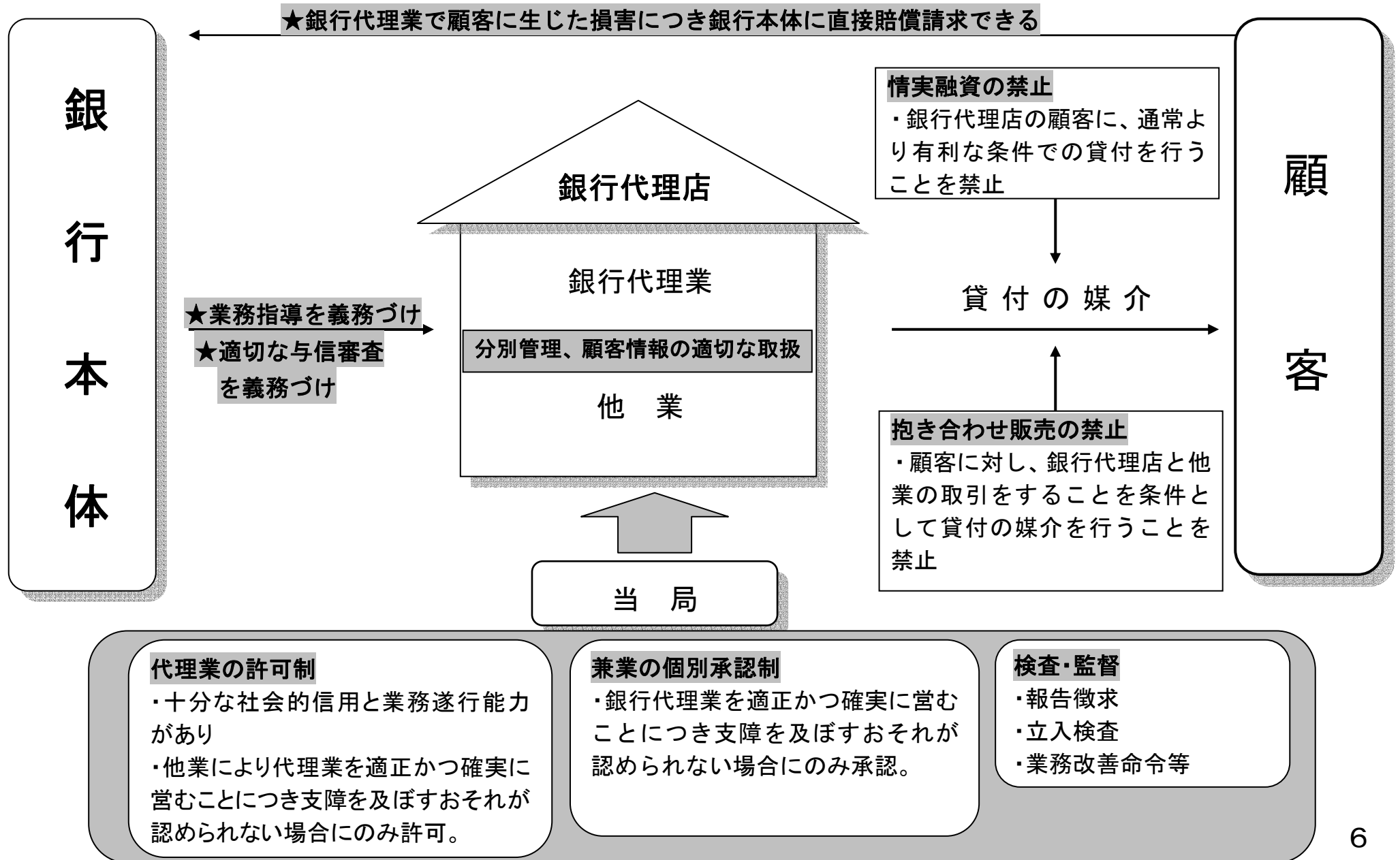
## 各業態における販売チャネルの多様化

	保 険	証 券	信 託	銀 行
本体	兼業禁止	兼業禁止	兼業禁止	兼業禁止
代理・仲介業等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     生命保険募集人制度 (昭和16年～)                      損害保険代理店制度 (昭和23年～)                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社との資本関係不要</li> <li>・兼業自由</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 100px;">                     証券仲介業制度 (平成16年4月～)                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社との資本関係不要</li> <li>・兼業自由</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 100px;">                     信託契約代理店制度 (平成16年12月～)                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信託会社との資本関係不要</li> <li>・兼業自由</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     限定的な代理店制度 (昭和38年～)                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行の100%子会社等に限定</li> <li>・兼業禁止</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     平成14年4月                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認可制→届出制</li> <li>・代理業務の範囲拡大</li> <li>・金融機関代理店制度創設 (銀行、長信銀)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     平成16年4月                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関代理店制度拡大 (証券会社、保険会社)</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; background-color: #cccccc;"> <b>銀行代理店制度の見直し</b> </div>

※ 平成14年9月30日金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」

「…一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。」

# 銀行代理業の適切な業務運営の確保のための措置



## 兼業の個別承認制の導入

### 銀行代理業への参入時

- ① 銀行代理業を的確・公正・効率的に遂行できる能力及び十分な社会的信用を有する
- ② 銀行代理業を遂行するために必要な財産的基礎を有する
- ③ 他業の兼営により銀行代理業の適正・確実な遂行につき支障を及ぼすおそれがあると認められない

場合にのみ、許可を与える。また、必要に応じて、許可に条件を付す。

(例) 許可申請者Aについては貸付業務の代理・媒介を認めない

### 銀行代理業に参入後、新たな他業を兼営しようとする時

他業の兼営により銀行代理業の適正・確実な遂行につき支障を及ぼすおそれがあると認められない

場合にのみ、当該他業を個別に承認する。

### 兼業の可否を審査する際の判断要素 (他業の兼営による支障のおそれ)

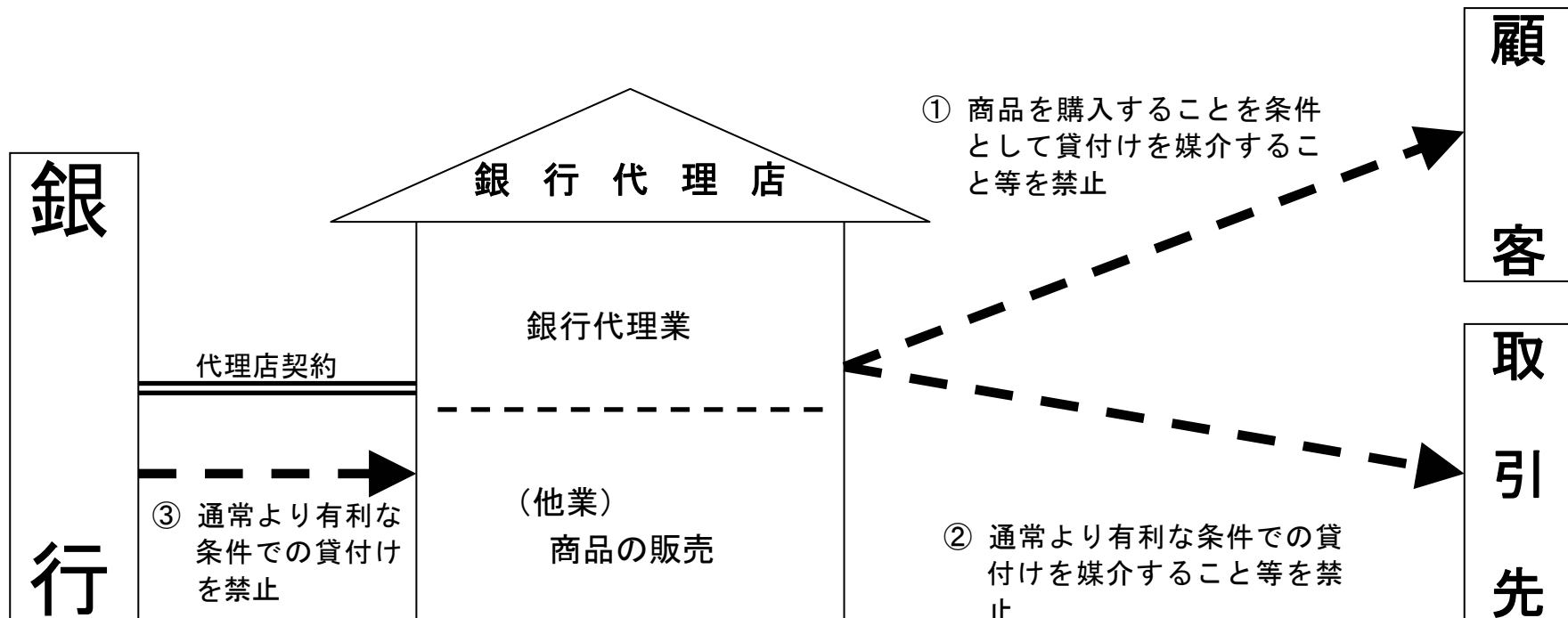
- ・ 兼業の取引先等への情実融資のおそれがないか
  - ・ 貸付の媒介(代理)を通じて優越的地位の濫用のおそれがないか
  - ・ 貸付先等の個人情報の不正流用のおそれがないか
- 等の観点から、慎重かつ適切に判断。

(例)一般事業者による事業向け貸付



## 抱き合わせ販売・情実融資の禁止

- ① 銀行代理店が、顧客に対し、兼営する他業での取引を条件として資金の貸付け等の媒介（代理）を行うことを禁止（抱き合わせ販売の禁止）
- ② 銀行代理店が、取引先等に対し、通常より有利な条件での貸付け等の媒介（代理）を行うことを禁止（銀行代理店による情実融資の禁止）
- ③ 銀行が銀行代理店との間で通常より有利な条件での貸付け等を行うことを禁止（銀行本体による情実融資の禁止）



## 顧客保護のための措置 ①

### 1. 顧客への正確かつ十分な情報の提供

#### (1) 誤認防止義務

- ・ 顧客に対して、委託元銀行の商号、代理か媒介かの別等を明示する義務。

#### (2) 説明義務

- ・ 預金等金融商品・サービスの内容その他顧客に参考となる事項についての説明義務。

#### (3) 虚偽の説明等の禁止

- ・ 顧客に対し、虚偽を告げることや、不確実な事項について確実であると誤解させるおそれのあることを告げることが禁止。

## 顧客保護のための措置 ②

### 2. 顧客財産・顧客情報の適正な取扱い

#### (1) 分別管理義務

- ・ 顧客から預かった資金等を自己の財産と分けて管理・保管する義務。

#### (2) 顧客情報の適切な取扱い

- ・ 顧客の同意なく、顧客に関する情報を他の業務に流用することを禁止。

### 3. 顧客保護のための銀行の責務

#### (1) 委託元銀行による業務指導

- ・ 委託元の銀行は、銀行代理店に対し、業務の指導その他の健全・適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

#### (2) 銀行の損害賠償義務

- ・ 委託元の銀行は、銀行代理業者が顧客に与えた損害を賠償する責任を負う。

# 参 考 資 料

金融庁

平成 1 7 年 1 1 月

## 現行銀行代理店制度の概要

1. 銀行の代理店とは、銀行の委任を受けて、当該銀行のために、銀行の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。

(注) 代理店には、代理店主が個人、法人及び金融機関の3通りがある。

### 2. 現行代理店規制の概要

#### (1) 出資規制

##### 銀行の100%出資等に限定

(注) 個人代理店、金融機関代理店には出資規制は課せられていない。

#### (2) 専業義務

##### 銀行代理業務以外の業務の兼営禁止

(注) 金融機関代理店は、金融機関としての業務範囲内であれば、銀行代理業務以外も兼営可。

#### (3) 代理業務の制限

##### 預金、貸出、為替、債務保証、手形の引受け、金銭の収納等、保護預り、両替の代理に限定

(注) 金融機関代理店については、証券会社は証券業務、保険会社は貸付に限定

# 銀行代理店制度等の見直しのポイント

## 1. 銀行代理店制度の見直しの概要

### (1) 銀行代理店となるための要件

100%子会社等への限定や専門義務を撤廃し、幅広い者を銀行代理店の対象とする一方、金融決済システムの一翼を担う業務内容であること等を踏まえ、

- I. 銀行代理店への参入について、以下の①～③の要件による「許可制」とし、
- II. 銀行代理店による新たな兼業の追加については、③の要件による「個別承認制」とする。

- ① 人的構成等に照らして、銀行代理業務を的確・公正・効率的に遂行できる能力及び十分な社会的信用を有すること
- ② 銀行代理業を遂行するために必要な財産的基礎を有すること
- ③ 他業の兼営により銀行代理業の適正・確実な遂行につき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと

### (2) 代理業務にかかる行為規制

- ① 委託元銀行や代理・媒介の別の明示、預金等金融商品・サービスの内容の説明義務
- ② 顧客財産の分別管理義務
- ③ 抱合せ販売や情実融資の禁止 等

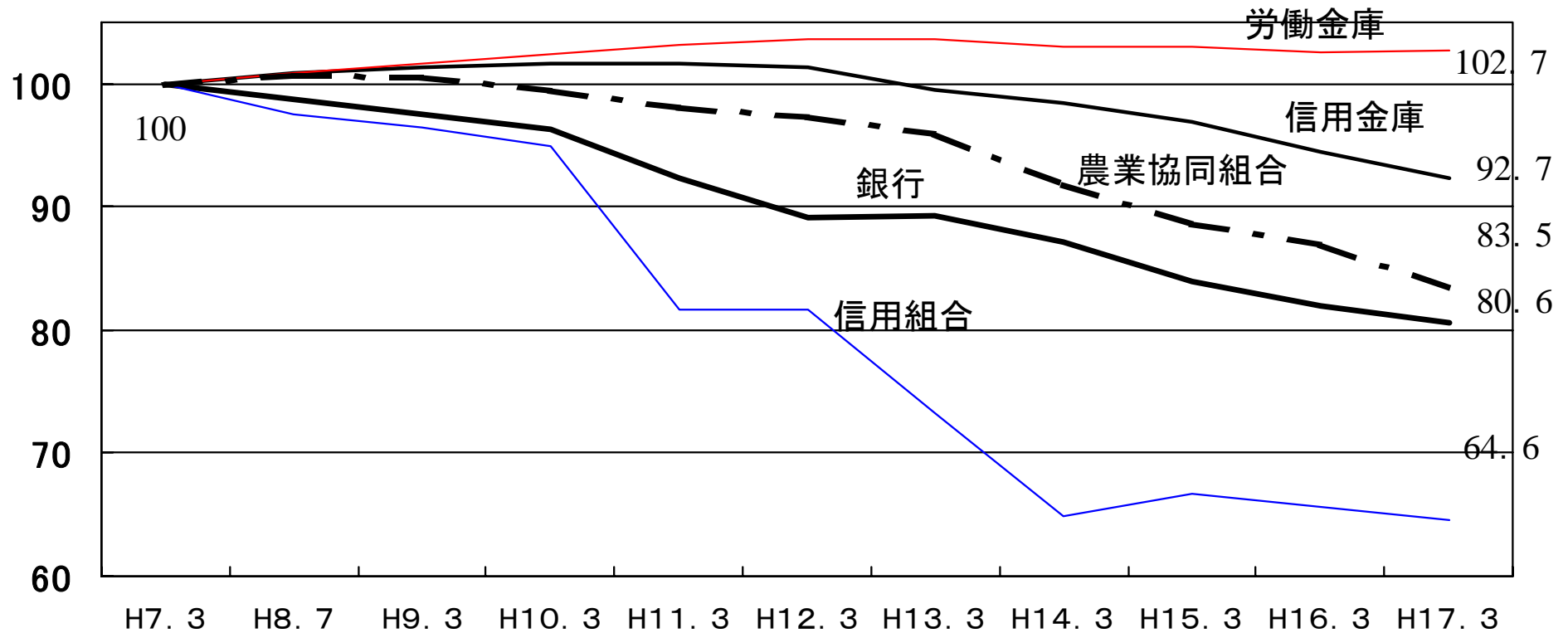
### (3) 委託元銀行の責任

- ① 委託元銀行は銀行代理店に対し、業務の指導その他の健全・適切な運営を確保する責任
- ② 銀行代理店が顧客に与えた損害の賠償責任

## 2. 信金・信組・農協等の代理店制度の整備

信金・信組・農協等について、銀行と同様の代理店制度を整備する。

# 金融機関の店舗数の推移



※H7. 3の店舗数を100とした。

	平成7年3月末	平成9年3月末	平成11年3月末	平成13年3月末	平成15年3月末	平成17年3月末	
						平成17年3月末	平成7年3月末との比較
銀行	17,157	16,728	15,861	15,315	14,415	13,823	▲3,334 (▲19.4)
信用金庫	8,524	8,643	8,673	8,480	8,263	7,879	▲645 (▲7.6)
信用組合	2,975	2,872	2,432	2,178	1,985	1,922	▲1,053 (▲35.4)
労働金庫	668	679	689	693	688	686	18 (2.70)
農業協同組合	13,512	13,591	13,255	12,966	11,980	11,750 (平成16年3月末)	▲1762 (▲13.0)
計	42,836	42,513	40,910	39,632	37,331	36,060	▲6776 (▲15.8)

(出典) 「全国銀行財務諸表分析」全国銀行協会等

## 銀行代理店制度の見直しに関する規制緩和要望 (規制改革・民間開放集中受付月間)

### ○ 都銀懇話会 (H17. 6)

- ・ 法人代理店を機動的に設置するため、100%出資規制を撤廃する。
- ・ 代理店の業務範囲を、銀行本体が行う業務全般に拡大する。

### ○ 社団法人全国地方銀行協会 (H16. 11)

- ・ 法人代理店の機動的な設置及び組織的な管理を可能とするため、100%出資規制を緩和すべき。
- ・ 地域の顧客ニーズに従来以上にきめ細かく対応するために代理店の活用を促す観点から、代理店の業務範囲を銀行本体が行う業務全般に拡大すべき。

### ○ 全国信用金庫協会 (H16. 11)

- ・ 法人代理店の有効活用を図るため、100%出資規制を緩和する。
- ・ 代理店展開を柔軟にするため、代理店の業務範囲を拡大する。
- ・ 預金取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便に資するため、信用金庫が、信用金庫など他の民間金融機関の業務代理を行うことを可能とする。銀行代理店の業務は決済機能を有する上に、貸付など影響力の大きい業務内容があり、業務遂行能力や信用力が明らかな者に委ねるべき。



## 新しい銀行代理店制度の具体的な活用例 ①

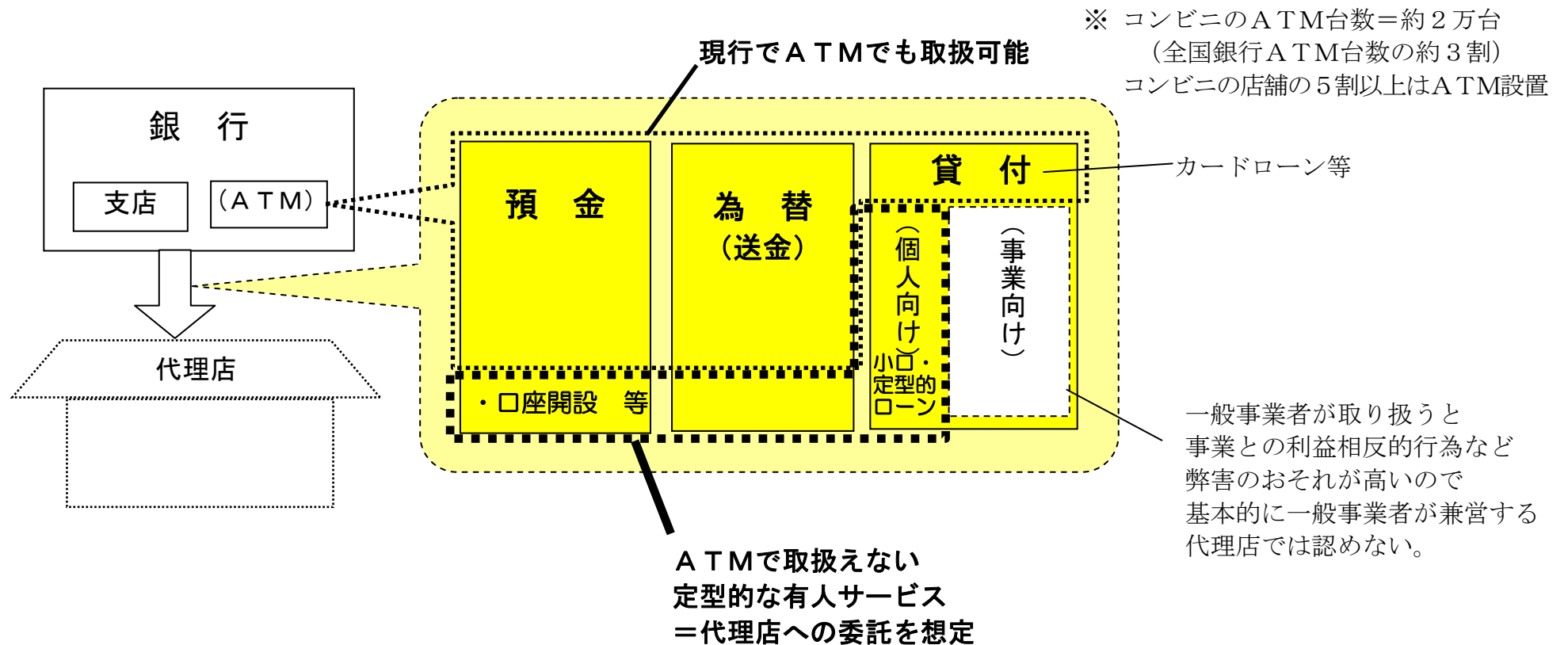
- 顧客が銀行サービスにアクセスするルートが拡大。利便性が向上。
- 金融機関が、既存の事業者の有する顧客ネットワークを活用して、新たな顧客を獲得。
- 店舗設置の柔軟化により経営を効率化。

(例)

- ① 地域の百貨店、量販店、生協等の店内に代理店カウンターを設けて、銀行口座の開設等を行えるようにする。
- ② 自動車販売店を代理店として、自動車ローンの勧誘・取次ぎを行えるようにする。
- ③ 住宅展示場に出店している宅建業者を代理店として、住宅ローンの勧誘・取次ぎを行えるようにする。
- ④ ホテルのフロントに代理店カウンターを設けて、高額の預金・送金取引等を行えるようにする。
- ⑤ 旅行代理店のカウンターで代理店を兼ねて、外貨預金や両替を行えるようにする。
- ⑥ 既存の支店の維持が難しい地域において、地域のスーパー等に代理店を委託して、小口・定型的な預金・送金・貸付の業務ができるようにして、地域の顧客のアクセスを維持する。

## 新しい銀行代理店制度の具体的な活用例 ②

- 機械的な預金・為替取引であれば、既に数多く設置されている無人のA T M（支店の一形態）で可能。
  - 新たに代理店に委ねられるのは、A T Mでは対応できない定型的な有人サービス。
- 具体的には、預金口座開設、一定額以上の預金取引・送金、小口・定型的な消費者向けローンなどを想定。



## 銀行代理店制度にかかる規制緩和の経緯

従前の代理店規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 認可制</li> <li>* 個人、法人（100%出資規制等）（注）金融機関は代理店となれない。</li> <li>* 代理業務範囲の制限             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金（当座預金を除く。）</li> <li>・ 貸付け（住宅ローンその他消費者に対するものに限る。）</li> <li>・ 為替取引（内国為替取引に限る。）</li> </ul> </li> <li>* 専業義務（代理業務以外の業務の兼営禁止）</li> <li>* 代理店の支店、復代理店の設置の禁止</li> </ul>	
平成12年12月21日	金融審議会第一部会報告 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、銀行の支店その他の営業所の設置、位置の変更又は廃止は認可制となっているが、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、より柔軟な規制とすることとし、届出制に改めることが適当である。</li> </ul>
平成13年3月30日	「規制改革推進3か年計画」（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得る。</li> <li>・ 代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行う。</li> <li>・ 銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 等</li> </ul>
平成13年9月	要望（銀行業界）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代理業務に係る規制撤廃、業務拡大</li> <li>・ 法人代理店の従たる事務所の設置</li> <li>・ 銀行による銀行代理店業務</li> </ul>

平成 14 年 3 月 29 日	「規制改革推進 3 か年計画（改定）」（閣議決定）	・ 法人が銀行の代理店になる際のいわゆる 100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。
平成 14 年 4 月 1 日 （施行）	<措置> ・ 国内の営業所、代理店の設置等の認可制から届出制への移行<銀行法改正> ・ 金融機関代理店制度の創設（銀行、長信銀）<内閣府令改正> ・ 代理店の支店設置の解禁<告示改正> ・ 代理業務の範囲拡大（預金、貸付け、為替に債務の保証、金銭の収納等、保護預り、両替を追加）<内閣府令改正>	
平成 14 年 9 月	要望（銀行業界）	・ 代理業務に係る規制撤廃 ・ 法人代理店における 100%出資規制の緩和
平成 14 年 9 月 30 日	金融審議会答申 「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」	・ 利用者の利便性の向上を図る観点から、金融商品に対するアクセスの改善を図っていくことが重要であり、将来的には、経営の健全性に配慮しつつ、一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的にはないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。
平成 15 年 3 月 28 日	「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（閣議決定）	・ 保険会社本体が他の保険会社のみならず、例えば資金の貸付の代理等、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことについて結論を得、所要の措置を講ずる。
平成 15 年 9 月	要望（銀行業界）	・ 法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和 ・ 代理業務範囲の拡大
平成 16 年 3 月 19 日	「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（閣議決定）	・ 銀行代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係規制等制度の見直しを行うこととし、平成 16 年度中に検討を行い、措置する。
平成 16 年 4 月 1 日 （施行）	<措置> ・ 金融機関代理店の範囲拡大（銀行、長信銀に証券会社、保険会社を追加）<保険業法、内閣府令>	
平成 16 年 10 月	要望（銀行業界）	・ 法人代理店における 100%出資規制の撤廃・緩和 ・ 代理業務範囲の拡大

## 諸外国の銀行代理店制度

主要国においては、

- 日本の銀行代理店に相当する仲介業者が多数存在し、預金、為替に加え、貸付の代理・媒介を行っている。
- これらの仲介業者に、現在の日本のような100%子会社規制、兼業規制は課されていない。

項目	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
銀行業務の代理仲介制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メッセンジャー・サービス ⇒預金の取次ぎ、貸付の申込み、保険販売等</li> <li>○ 銀行サービス会社 ⇒預金を自ら引受ける以外のあらゆる業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行は代理店を使い業務を行うことができる。</li> <li>⇒スーパーのレジや専用カウンターで口座開設、貸付の申込み等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預金・貸付の仲介 ⇒デパートの一角でブースを構え、預金、個人ローン、住宅ローン、クレジットカード、投信、保険等を販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行取引仲介人 ⇒預金、貸付(自動車ローン、消費者ローンなど)、保険等の仲介を行っている。</li> </ul>
業務範囲の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> <li>(但し、経営判断と預金債務の引受けは、アウトソースできない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> <li>(但し、中核的な管理機能のアウトソースは認められない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> </ul>
出資規制等の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制限はない。</li> </ul>

## 参入規制（許可制）と兼業規制（承認制）について

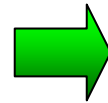
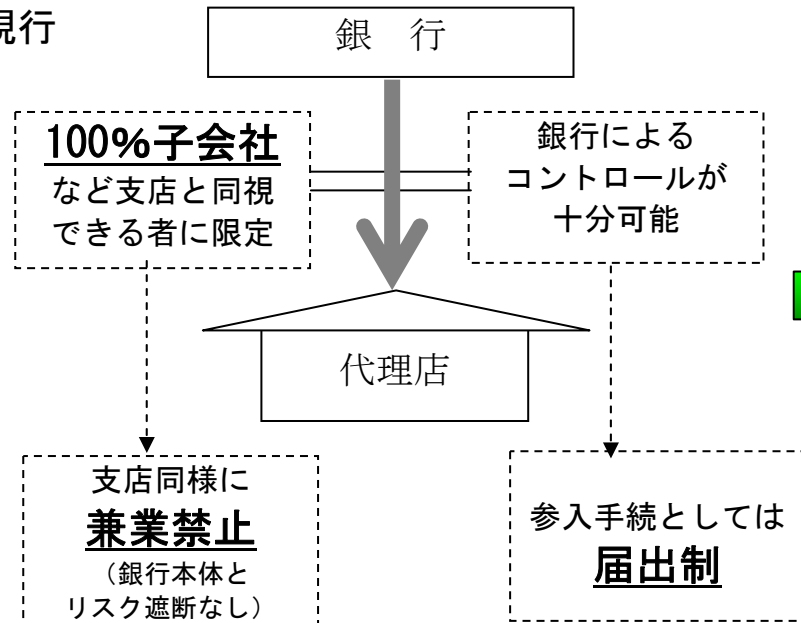
銀行代理店の業務は決済機能を有する上に、貸付など影響力の大きい業務内容があり、業務遂行能力や信用力が明らかでない者に委ねるべき。

(1) 現行は、厳しい参入制限（銀行の100%子会社等のみ）を前提に手続は届出。兼業は禁止。

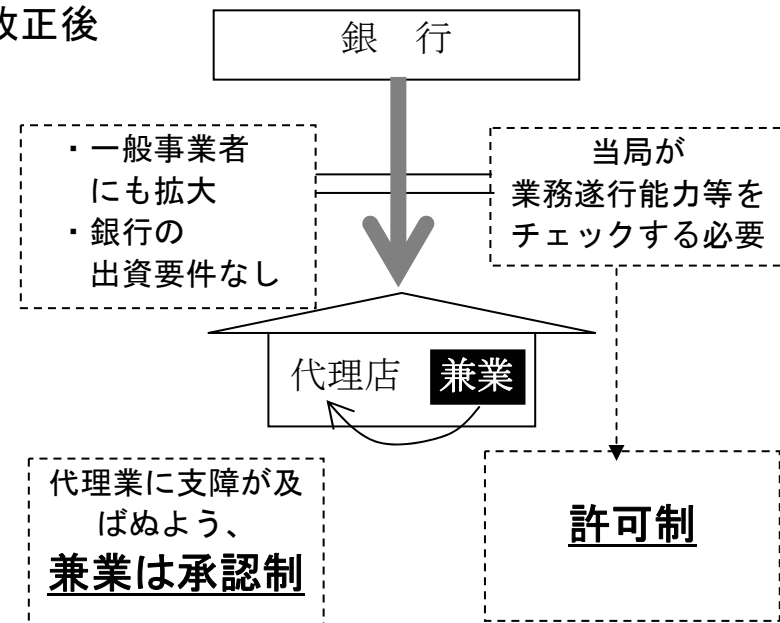
(2) 改正後は、

- ① 幅広い一般事業者にも銀行代理店となることを認めるが、全ての業者について必ずしも業務遂行能力や信用力が明らかではないので、それらをチェックするため、許可制を導入。
- ② 銀行代理店が兼業を開始する場合、銀行代理店業務に支障を及ぼすおそれがないかどうかチェックする必要があるため、承認制を導入。

(1) 現行



(2) 改正後



## 参入時の許可・兼業の承認の要件 (①・②)

銀行代理店業務に参入する際の許可要件 → ①～③  
銀行代理店が新たな兼業を追加する際の承認要件 → ③

① 人的構成等に照らして、銀行代理業務を的確・公正・効率的に遂行できる能力及び十分な社会的信用を有すること

- 銀行代理店業務を的確・公正・効率的に遂行するために必要な**知識経験**を有する者を配置し、かつ、必要な**体制整備**を行っていること。
  - ・ 預金・為替を扱う場合には、委託元銀行による各種研修歴等を有する者が配置されるとともに、委託元銀行との間でオンラインの整備がなされていること。
  - ・ 貸付を扱う場合には、金融機関における数年間の勤務経験等を有する者が配置されるとともに、委託元銀行によって十分な審査体制が構築されていること。
- 銀行法上の処分歴がなく、他法令の違反歴もないことなど、**十分な社会的信用**を有する者であること。

② 銀行代理業を遂行するために必要な財産的基礎を有すること

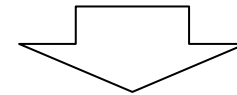
- **純資産**（資産－負債）を有すること。  
（数百万円程度（予定））

## 参入時の許可・兼業の承認の要件 (③)

③ 他業の兼営により銀行代理業の適正・確実な遂行につき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと

○ 以下の基準に照らして、他業の兼営により銀行代理業の適正・確実な遂行につき支障を及ぼすおそれがあると認められないこと。

- ① 兼業の内容が法令に抵触しないこと
- ② 兼業の内容が銀行代理店としての社会的信用を損なうおそれがないこと
- ③ 兼業の収支の見込みが良好なものであること
- ④ 兼業の内容が、利益相反的取引（取引先への情実融資等）や優越的地位の濫用（他業との抱き合わせ的な融資等）といった弊害が生じる蓋然性が高いものでないこと
- ⑤ 兼業と銀行代理店業務との間において顧客情報の適正な取扱い、利益相反防止に関する内部管理体制が整備されていること

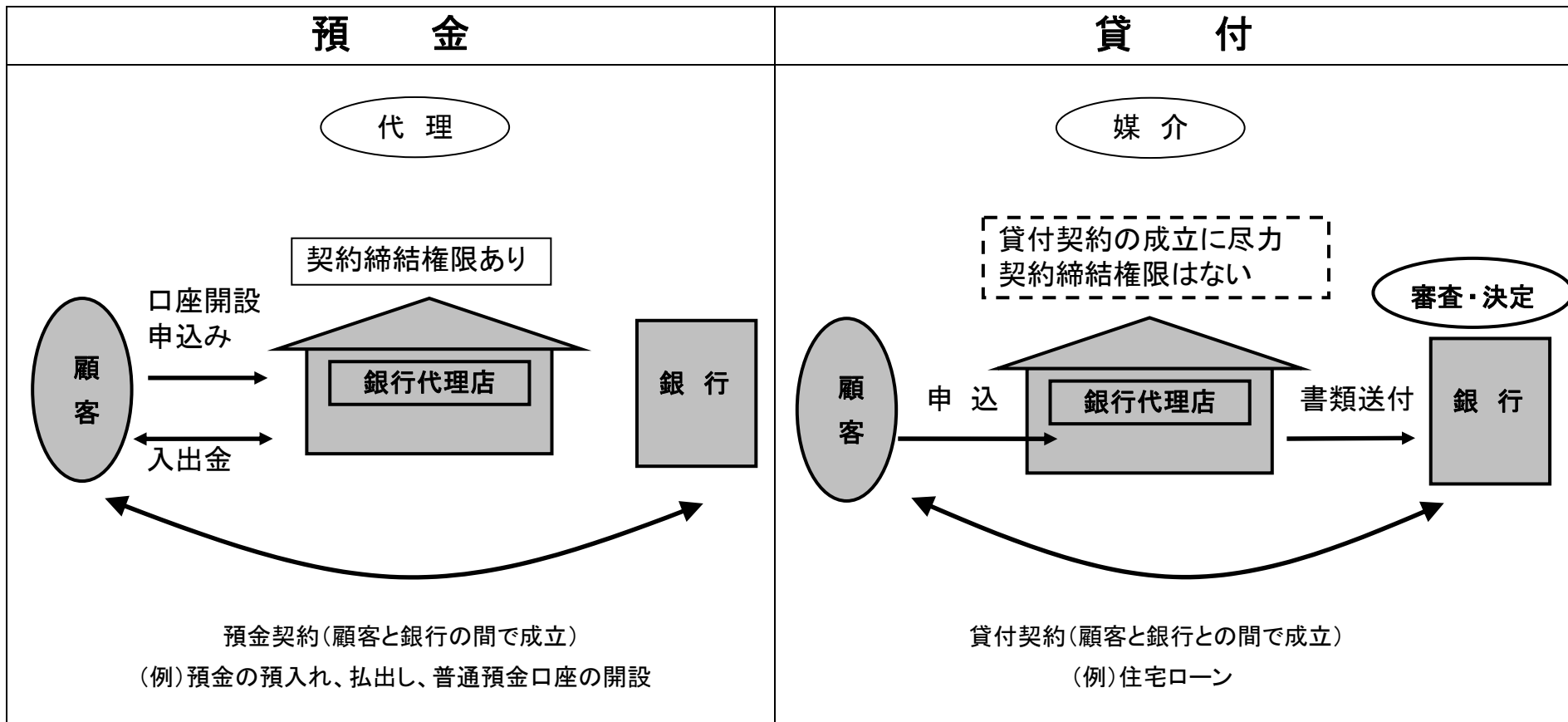


- 事業向け融資については、事業会社が扱う場合には、既に他の事業で様々な取引関係・利害関係が張り巡らされており、利益相反等の弊害が生じるおそれが高いことから、明らかにそうしたおそれがない場合を除いて、認めない。
- 消費者向けの小口・定型的な融資であれば、弊害が生じるおそれが少ないことから、基本的には、取扱いを認める。
- 銀行代理店の貸付業務と利益相反が生じる蓋然性が高い業種との兼業は認めない。



## 代理と媒介

1. 預金業務については、銀行代理店に代理権限があり、代理店限りでの契約締結が可能。
2. 貸付業務については、基本的には代理店限りで貸付の判断は行わず、銀行本体が個別の貸付の是非を審査（代理店の機能は基本的には媒介（勧誘・取次ぎ））。



## 銀行代理店に対する検査・監督

- 銀行の健全性確保や顧客保護の観点から、銀行本体に対しては、代理店に対する業務指導のあり方を含めて検査・監督を実施。
- その上で、銀行代理店に対する直接的な検査・監督については、
  - ① あらかじめ参入許可制及び兼業承認制で不適格者は排除。
  - ② 代理行為の効果は銀行本体に帰属するため、与信リスクの検査は不要。
  - ③ 委託元銀行による業務指導を前提に、行為規制の遵守状況等について、必要な範囲で検査・監督。

